

記載例

農地法第3条の規定による許可申請書

※申請書を提出する日

年 月 日

大府市農業委員長 殿

<譲渡人（貸人）>

住所 ○○市○○町三丁目3番地
 氏名 田川 一郎

<譲受人（借人）>

住所 ○○市○○町五丁目5番地
 氏名 畑山 二郎

下記 農地 について 所有権 を 移転 したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

を 移転 したいので、農地法第3条第1

「設定」又は「移転」

権利の種類（所有権・賃借権・使用貸借権）を記入

記

1 申請者の氏名等

土地登記簿と一致

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍	在留資格又は特別永住者
譲渡人（貸人）	田川 一郎	75	農業	○○市○○町三丁目3番地		
譲受人（借人）	畑山 二郎	50	農業	○○市○○町五丁目5番地	日本	—

2 許可を受けようとする土地の所在等（土地の登記事項証明書を添付してください。）

所在・地番	地目		面積 (㎡)	対価、賃料等の額 (円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又は名称 〔現所有者が登記簿と異なる場合〕	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
○○町三丁目1番	畑	畑	1,000	5,000,000 ()	田川 一郎 ()		
以下余白				()	()		
				()	()		
				()	()		
計	田						
	畑		1,000				

土地登記簿に基づき記入する（黒書）

空白行がある場合は必ず記入する

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

当事者	権利移転の事由
譲渡人 (貸人)	高齢のため、営農が困難になったため
譲受人 (借人)	現在、営農をしている農地に近く、農作業にも都合が良いことから、規模拡大を図る

譲渡人・譲受人とも正しくかつ分かりやすく記入する。

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

所有権移転の場合

権利の種類	所有権
権利を移転し、又は設定しようとする時期	許可日 又は 年 月 日
土地の引き渡しをしようとする時期	許可日 又は 年 月 日
契約期間	年 月 日 から 年
備考	なし

5 その他参考となるべき事項

特になし

すでに契約や支払いが完了しており、許可後直ちに権利の移転・設定がされる場合は「許可日」を○で囲む。
許可後に正式契約や代金の支払いをする場合は「許可日」を見え消し（「許可日」とする）にし、権利を移転・設定する日（予定）を記入する。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。なお、年齢の記載は省略してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、備考欄に水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

賃借権設定の場合

権利の種類	賃借権
権利を移転し、又は設定しようとする時期	許可日 又は 令和3年5月1日
土地の引き渡しをしようとする時期	許可日 又は 令和3年5月1日
契約期間	令和3年6月1日から10年
備考	なし

最長期間は50年

添付資料 1

面積は農家台帳と合っていること

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
所有地	自作地	8,000	2,000	6,000	
	貸付地				
		所在・地番	地目		面積
			登記簿	現況	
	非耕作地				

		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
所有地以外の土地	借入地	3,000		3,000	
	貸付地				
		所在・地番	地目		面積
			登記簿	現況	
	非耕作地				

所有地・所有地以外の土地ともに農家台帳等を参考に記入する。なお本欄の面積には申請地は含めないこと

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑	樹園地	採草放牧地	合計
作付(予定)作物	水稲	玉葱			
権利取得後の面積 (㎡)	2,000	10,000	台帳+買う土地=合計面積になること		12,000

(2) 大農機具又は家畜

種類		トラクター	田植え機	移植機	農業用自動車2台
確保しているもの	所有	45PS 1	1	1	
	リース				
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有		農家台帳参考		
	リース				

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。
- 「確保しているもの」「導入予定のもの」のそれぞれについて所有又はリースを別記し、それぞれに「農業を開始してから現在までの期間（年）」と「農業高校、農業大学校、農業者大学校、大学農学部等の在学期間の通算」を記入してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況		
農作業歴 年	農業技術修学歴 年	その他 ()
② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力 (人)	現在: 1 (農作業経験の状況: 25年農業従事)	
	増員予定: (農作業経験の状況:)	4 (1) の本人以外の状況を記入する
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在: (農作業経験の状況:)	
	増員予定: (農作業経験の状況:)	

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離	平均時間
3 km	自動車 ・ 自転車 ・ 徒歩 (10) 分

(記載要領)

- 平均時間の「自動車・自転車・徒歩」には、該当する欄に○印を記入してください。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容等 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。それ以外は無に○を記載。)

信託契約の有・無	信託契約の内容 (信託契約が有の場合のみ記載して下さい。)
有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	農協・農地保有合理化法人が信託事業による信託の引き受けをする場合のみ「有」に○を付し、内容を記載すること。

<農地法第3条第2項第4号関係>

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況 (「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

	農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業従事日数
世帯員等	ア 畑山 二郎	50	農業	本人	250日
	イ 畑山	49	会社員	妻	90日
	ウ 以下余白				
	エ				

申請者と住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作等に従事する2親等内の親族について記入する。(農家台帳参考)

(2) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

	作目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	玉葱	←→					→			←			
	水稻				←						→		
その者が農作業に常時従事する期間	玉葱			追肥	収	穫				は種		定植	
	水稻				←						→		
	玉葱				←		→			↔		↔	
					収穫					は種		定植	
	ウ												
	エ												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

「別紙営農計画書のとおり」と記入し、営農計画書を添付してもよい

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

該当するものがあれば「レ」印をつける。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

取得する農地の周囲は畑作地帯であり、取得後もこれまでどおり玉葱の栽培をするため、周辺の農地に悪影響は及ぼしません。